

令和 2 年度

白石市 予算書

白石市

目 次

1. 白石市一般会計 2
2. 白石市国民健康保険特別会計 8
3. 白石市介護保険特別会計 1 1
4. 白石市後期高齢者医療特別会計 1 4
5. 白石市水道事業会計 1 6
6. 白石市下水道事業会計 1 9

第 2 3 号議案

令和 2 年度白石市一般会計予算

令和 2 年度白石市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,105,111 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		3,892,037
	1 市 民 税	1,505,025
	2 固 定 資 産 税	1,903,176
	3 軽 自 動 車 税	124,265
	4 市 た ば こ 税	219,457
	5 特 別 土 地 保 有 税	10
	6 入 湯 税	7,135
	7 都 市 計 画 税	132,969
2 地 方 譲 与 税		198,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	46,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	132,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	20,000
3 利 子 割 交 付 金		1,400
	1 利 子 割 交 付 金	1,400
4 配 当 割 交 付 金		6,800
	1 配 当 割 交 付 金	6,800
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		5,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		31,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	31,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		709,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	709,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		5,200
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,200
9 環 境 性 能 割 交 付 金		18,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	18,000
10 地 方 特 例 交 付 金		19,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	19,000
11 地 方 交 付 税		4,150,000
	1 地 方 交 付 税	4,150,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,800
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,800
13 分 担 金 及 び 負 担 金		67,636
	1 負 担 金	67,636

(単位：千円)

款	項	金額
14 使用料及び手数料		172,971
	1 使用料	154,058
	2 手数料	18,913
15 国庫支出金		1,888,520
	1 国庫負担金	1,335,596
	2 国庫補助金	546,825
	3 国庫委託金	6,099
16 県支出金		871,764
	1 県負担金	590,534
	2 県補助金	199,350
	3 県委託金	81,880
17 財産収入		12,405
	1 財産運用収入	12,203
	2 財産売却収入	202
18 寄附金		323,303
	1 寄附金	323,303
19 繰入金		576,397
	1 基金繰入金	576,397
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		499,677
	1 延滞金、加算金及び過料	9,001
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	264,800
	4 受託事業収入	13,132
	5 雑収入	212,743
22 市債		653,200
	1 市債	653,200
(自動車取得税交付金)		-
	(自動車取得税交付金)	-
歳入	合計	14,105,111

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		176,888
	1 議 会 費	176,888
2 総 務 費		2,271,819
	1 総 務 管 理 費	1,803,662
	2 徴 税 費	261,225
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	117,401
	4 選 挙 費	42,441
	5 統 計 調 査 費	29,189
	6 監 査 委 員 費	17,901
3 民 生 費		5,151,363
	1 社 会 福 祉 費	2,517,743
	2 児 童 福 祉 費	2,076,251
	3 生 活 保 護 費	556,737
	4 災 害 救 助 費	632
4 衛 生 費		1,343,748
	1 保 健 衛 生 費	1,130,110
	2 清 掃 費	213,638
5 労 働 費		1,636
	1 労 働 諸 費	1,636
6 農 林 水 産 業 費		386,624
	1 農 業 費	290,129
	2 林 業 費	96,495
7 商 工 費		551,495
	1 商 工 費	551,495
8 土 木 費		1,228,148
	1 土 木 管 理 費	37,928
	2 道 路 橋 梁 費	256,638
	3 河 川 費	9,807
	4 都 市 計 画 費	833,071
	5 住 宅 費	90,704
9 消 防 費		497,698
	1 消 防 費	497,698

(単位：千円)

款	項	金額
10 教 育 費		1,304,258
	1 教 育 総 務 費	363,589
	2 小 学 校 費	188,853
	3 中 学 校 費	95,776
	4 幼 稚 園 費	168,389
	5 社 会 教 育 費	182,721
	6 保 健 体 育 費	304,930
11 災 害 復 旧 費		2,987
	1 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 費	2,985
12 公 債 費		1,173,441
	1 公 債 費	1,173,441
13 予 備 費		15,006
	1 予 備 費	15,006
歳 出	合 計	14,105,111

第2表

債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額
担い手育成資金利子補給補助金 (令和2年度分)	令和3年度から令和11年度まで	224
復旧支援資金利子補給補助金 (令和2年度分)	令和3年度から令和9年度まで	105
中小企業振興資金融資損失補償 (令和2年度分)	令和3年度から令和15年度まで	融資預託額の10/100に相当する金額の損失補償

第3表

地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	借入利率	償還の方法
農道整備事業	4,600	普通貸借 又は、 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利率 の見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合には、そ の債権者と協定す るものによる。た だし、市財政の都合 により据置期間及 び償還期限を短 縮し、又は繰上償 還もしくは低利に 借換えすることが できる。
地方道路整備事業	41,900			
普通財産除却事業	51,300			
都市計画街路事業	88,800			
公園施設長寿命化対策支援事業	49,500			
消防施設整備事業	1,500			
防災行政無線整備事業	5,600			
水道事業会計出資金	30,000			
臨時財政対策債	380,000			
合計	653,200			

第 2 4 号議案

令和 2 年度白石市国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度白石市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,793,756 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 2 月 19 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		559,303
	1 国民健康保険税	559,303
2 使用料及び手数料		801
	1 手数料	801
3 国庫支出金		5
	1 国庫補助金	5
4 県支出金		2,911,659
	1 県補助金	2,911,658
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		100
	1 財産運用収入	100
6 繰入金		313,887
	1 一般会計繰入金	293,887
	2 財政調整基金繰入金	20,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		8,000
	1 延滞金、加算金及び過料	6,201
	2 預金利子	1
	3 雑入	1,798
歳入	合計	3,793,756

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	23,543
	2 徴税費	17,986
	3 運営協議会費	5,173
	4 趣旨普及費	10
	4 趣旨普及費	374
2 保険給付費	1 療養諸費	2,869,197
	2 高額療養費	2,450,800
	3 移送費	404,350
	4 出産育児諸費	41
	5 葬祭諸費	10,506
3 国保事業費納付金	1 国保事業費納付金	3,500
	1 国保事業費納付金	833,729
4 保健事業費	1 特定健康診査等事業費	48,539
	2 保健事業費	25,557
5 基金積立金	1 基金積立金	22,982
	1 基金積立金	100
6 公債費	1 公債費	100
	1 公債費	1
7 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	6,606
	1 償還金及び還付加算金	6,606
8 予備費	1 予備費	12,041
	1 予備費	12,041
歳出	合計	3,793,756

第 25 号議案

令和 2 年度白石市介護保険特別会計予算

令和 2 年度白石市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,704,716 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 2 月 19 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		697,832
	1 介 護 保 険 料	697,832
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 国 庫 支 出 金		911,058
	1 国 庫 負 担 金	606,725
	2 国 庫 補 助 金	304,333
4 支 払 基 金 交 付 金		951,163
	1 支 払 基 金 交 付 金	951,163
5 県 支 出 金		524,189
	1 県 負 担 金	488,252
	2 県 補 助 金	35,937
6 財 産 収 入		80
	1 財 産 運 用 収 入	80
7 繰 入 金		598,994
	1 一 般 会 計 繰 入 金	572,530
	2 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	26,464
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		21,349
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	11
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	21,337
歳 入	合 計	3,704,716

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	53,301
	2 徴収費	8,488
	3 介護認定審査会費	6,861
	4 趣旨普及費	36,976
		976
2 保険給付費		3,369,163
	1 介護サービス諸費	3,069,913
	2 介護予防サービス等諸費	29,630
	3 諸費	2,884
	4 高額介護サービス費	78,358
	5 高額医療合算介護サービス等費	9,573
	6 特定入所者介護サービス等費	178,805
3 地域支援事業費		280,140
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	146,723
	2 一般介護予防事業費	31,669
	3 包括的支援事業・任意事業費	101,387
	4 諸費	361
4 基金積立金		80
	1 基金積立金	80
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		1,031
	1 償還金及び還付加算金	1,031
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	3,704,716

第26号議案

令和2年度白石市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度白石市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ408,657千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月19日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		290,336
	1 後期高齢者医療保険料	290,336
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		116,987
	1 一 般 会 計 繰 入 金	116,987
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,233
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 雑 入	203
歳 入	合 計	408,657

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		12,040
	1 総 務 管 理 費	6,475
	2 徴 収 費	5,538
	3 趣 旨 普 及 費	27
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		395,516
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	395,516
3 諸 支 出 金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
4 予 備 費		101
	1 予 備 費	101
歳 出	合 計	408,657

第27号議案

令和2年度白石市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度白石市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	13,416 戸
(2) 年間総給水量	4,007 千m ³
(3) 一日平均給水量	10,978 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 配水施設整備費	319,241 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		937,631 千円
第1項 営業収益		894,203 千円
第2項 営業外収益		43,427 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		892,974 千円
第1項 営業費用		867,002 千円
第2項 営業外費用		22,972 千円
第3項 特別損失		1,000 千円
第4項 予備費		2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額269,193千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,448千円、過年度分損益勘定留保資金104,055千円、当年度分損益勘定留保資金135,690千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	水道事業資本的収入	116,600 千円
第1項	企業債	50,000 千円
第2項	工事負担金	6,600 千円
第3項	補助金	30,000 千円
第4項	出資金	30,000 千円
支 出		
第1款	水道事業資本的支出	385,793 千円
第1項	建設改良費	330,502 千円
第2項	企業債償還金	55,291 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)		
事 項	期 間	限 度 額
水道料金等徴収業務 (令和2年度追加分)	令和3年度から 令和5年度まで	84,344

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

(単位：千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	50,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し方式で借 入する政府資金及び 地方公共団体金融機 構資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換え することができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 67,911 千円

(2) 交際費 15 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和2年2月19日提出

白石市長 山田裕一

第28号議案

令和2年度白石市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度白石市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
(1) 処理区域内人口	22,587 人	1,815 人	24,402 人
(2) 年間総処理水量	2,691 千m ³	96 千m ³	2,787 千m ³
(3) 一日平均処理水量	7,373 m ³	263 m ³	7,636 m ³
(4) 主要な建設改良事業等			
(ア) 管渠整備費(単独)	17,557 千円	242 千円	17,799 千円
(イ) 流域下水道負担金	11,060 千円	— 千円	11,060 千円
(ウ) 雨水管渠整備費(補助)	60,050 千円	— 千円	60,050 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息の財源にあてるため、企業債15,000千円を借り入れる。

		収	入
第1款	公共下水道事業収益		875,653 千円
第1項	営業収益		626,113 千円
第2項	営業外収益		249,539 千円
第3項	特別利益		1 千円
第2款	農業集落排水事業収益		109,227 千円
第1項	営業収益		20,094 千円
第2項	営業外収益		89,132 千円
第3項	特別利益		1 千円
	収入合計		984,880 千円
		支	出
第1款	公共下水道事業費用		794,035 千円
第1項	営業費用		668,452 千円
第2項	営業外費用		122,383 千円
第3項	特別損失		200 千円
第4項	予備費		3,000 千円

第2款	農業集落排水事業費用	128,495千円
第1項	営業費用	101,313千円
第2項	営業外費用	24,162千円
第3項	特別損失	20千円
第4項	予備費	3,000千円
	支出合計	922,530千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額276,595千円は当年度分損益勘定留保資金276,595千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	公共下水道事業資本的収入	529,781千円	
第1項	企業債	279,600千円	
第2項	補助金	30,000千円	
第3項	分担金及び負担金	1,685千円	
第4項	他会計繰入金	218,496千円	
第2款	農業集落排水事業資本的収入	70,877千円	
第1項	企業債	35,200千円	
第2項	分担金及び負担金	1千円	
第3項	他会計繰入金	35,676千円	
	収入合計	600,658千円	

	支	出	
第1款	公共下水道事業資本的支出	783,158千円	
第1項	建設改良費	96,776千円	
第2項	企業債元金償還金	686,382千円	
第2款	農業集落排水事業資本的支出	94,095千円	
第1項	建設改良費	242千円	
第2項	企業債元金償還金	93,853千円	
	支出合計	877,253千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	40,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入する政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
流域下水道事業	11,000			
公共下水道事業 資本費平準化債(未利用分)	8,100			
公共下水道事業 資本費平準化債(拡大分)	186,400			
公共下水道事業 特別措置分	42,200			
農業集落排水事業 資本費平準化債(未利用分)	6,900			
農業集落排水事業 資本費平準化債(拡大分)	35,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 32,653 千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業安定のため、白石市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、335,185千円である。

	(公共下水道事業)	(農業集落排水事業)
(1) 一般会計繰入金	247,246 千円	87,939 千円

令和2年2月19日提出

白石市長 山田 裕一